

(別紙1)

「経営者保証に関するガイドライン」Q&Aの一部改定について

(下線部分が修正箇所を示す)

改 定 後	現 行
<p>Q.5-10 5 (2) ロ) に、対象債権者が保証契約を締結する際に は、一定の条件の下で、「<u>主たる債務者と対象債権者の双方の合意</u>に基づき、保証の履行請求額を履行請求時の保証人の資産の範囲内とする」ことを含む適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定することとありますが、<u>主たる債務者と対象債権者の二者間による合意のみで保証履行の請求範囲を定められ、保証人は当該合意の当事者にならないのでしょうか。</u></p> <p>A. 「<u>主たる債務者と対象債権者の双方の合意</u>」とは、「<u>保証契約の当事者である保証人と、主たる債務者及び対象債権者の双方との合意</u>」との趣旨であり、保証人の合意の上で手続きが進められるものです。</p>	(新設。現行の Q.5-10 は、Q.5-11 とする。)
<p>Q.7-4 7 (1) ハ) に「主たる債務者の債務及び保証人の保証債務を総合的に考慮して、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある」とありますが、対象債権者は、どのようにして回収の見込みを判断するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続によ</p>	<p>Q.7-4 7 (1) ハ) に「主たる債務者の債務及び保証人の保証債務を総合的に考慮して、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがある」とありますが、対象債権者は、どのようにして回収の見込みを判断するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続によ</p>

改 定 後	現 行
<p>る配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①主たる債務及び保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額(保証債務の回収見込額にあっては、合理的に見積もりが可能な場合。以下同じ。)の合計金額</p> <p>②<u>現時点において</u>主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに<u>保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額の合計金額</u></p> <p>②<u>現時点において</u>主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の<u>合計金額</u></p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務の回収見込額</p>	<p>る配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①主たる債務及び保証債務の弁済計画(案)に基づく回収見込額(保証債務の回収見込額にあっては、合理的に見積もりが可能な場合。以下同じ。)の合計金額</p> <p>②主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに<u>保証人からの回収見込額の合計額</u></p> <p>②主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の<u>合計額</u></p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるものと考えられます。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び<u>保証債務</u></p>

改 定 後	現 行
<p>及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>Q. 7-13 7 (3) ③について「なお、対象債権者は、保証債務の履行請求額の経済合理性について、主たる債務と保証債務を一体として判断する」とありますが、具体的にはどのように判断するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。</p> <p>①主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額</p> <p>②<u>現時点において</u>主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込み</p>	<p>の回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>Q. 7-13 7 (3) ③について「なお、対象債権者は、保証債務の履行請求額の経済合理性について、主たる債務と保証債務を一体として判断する」とありますが、具体的にはどのように判断するのでしょうか。</p> <p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、<u>①と②との差額を上限として、早期事業再生等に着手した保証人の残存資産を検討することについて、一定の経済合理性が認められます。</u></p> <p>①主たる債務及び保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額</p> <p>②主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込み</p>

改 定 後	現 行
<p>あるため、一定の経済合理性が認められます。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに<u>保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額</u></p> <p>②<u>現時点において主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</u></p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、一定の経済合理性が認められます。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務の回収見込額及び<u>保証債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額の合計金額</u></p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p>	<p>あるため、①と②との差額を上限として第二会社方式により再生に着手した保証人の残存資産を検討することについて、一定の合理性が認められます。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額並びに<u>保証人からの回収見込額の合計額</u></p> <p>②主たる債務者及び保証人が破産手続を行った場合の回収見込額の合計金額</p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、以下の①の額が②の額を上回る場合には、ガイドラインに基づく債務整理により、破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるため、①と②の差額を上限として、早期事業再生等に着手した保証人の残存資産を検討することについて、一定の経済合理性が認められます。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び<u>保証債務の回収見込額の合計金額</u></p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手續が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p>
<p>Q. 7-16 7 (3) ③に記載されている「回収見込額の増加額」とは、具体的にはどのように算出するのでしょうか。</p>	<p>Q. 7-16 7 (3) ③に記載されている「回収見込額の増加額」とは、具体的にはどのように算出するのでしょうか。</p>

改 定 後	現 行
<p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①主たる債務の弁済計画（案）に基づく回収見込額</p> <p>②<u>現時点において</u>主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額の<u>合計金額</u></p> <p>②<u>現時点において</u>主たる債務者が破産手続を行った場合の回収見込額</p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、合理的に<u>見積もり</u>が可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p>	<p>A. 主たる債務者が再生型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①主たる債務<u>及び保証債務</u>の弁済計画（案）に基づく回収見込額の<u>合計金額</u></p> <p>②主たる債務者<u>及び保証人</u>が破産手続を行った場合の回収見込額の<u>合計金額</u></p> <p>なお、主たる債務者が第二会社方式により再生を図る場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①会社分割（事業譲渡を含む）後の承継会社からの回収見込額及び清算会社からの回収見込額<u>並びに</u>保証人からの回収見込額の<u>合計額</u></p> <p>②主たる債務者<u>及び保証人</u>が破産手続を行った場合の回収見込額の<u>合計金額</u></p> <p>主たる債務者が清算型手続の場合、合理的に<u>見積り</u>が可能な場合には、①から②を控除して算出します。</p> <p>①現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p> <p>②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額</p>